○内閣府令第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中間業務報告書 第　期中（年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　銀行 代表取締役　氏　名　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	中間業務報告書 第　期中（年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　銀行 代表取締役　氏　名　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第５　略］	［第１～第５　同左］
（記載上の注意） ［１～７　略］	（記載上の注意） ［１～７　同左］
第１　第　期中（年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書	第１　第　期中（年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　自己資本比率の状況	６　自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法
（単位：百万円）	（単位：百万円）
項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額	項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目
［略］	［同左］
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額
［略］	［同左］